## 身体等に障がいのある方に対する自動車取得税・自動車税の 減免について(お知らせ)

長 野 県

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、<u>下記1~3の要件すべてに該当する場合</u>は、申請に基づき自動車取得税及び自動車税が減免されます。

記

1 障がい等級要件(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で下表の等級に該当する方)

内省 丁収 2 851寸 5 00 7 1 C 「 农の 子版に成当 す る 7 1 /							
		障がい等級					
	項目	障がい者ご本人が	障がい者ご本人以外の方が				
		運転する場合	運転する場合				
	視 覚 障 が い	1級 2級 3級 4級	1級 2級 3級 4級				
	聴覚障がい	2級 3級	2級 3級				
	平 衡 機 能 障 が い	3級	3級				
白	音 声 機 能 障 が い	3級(喉頭摘出による音声機能障が いがある場合に限る。)	_				
身	上 肢 不 自 由	1級 2級	1級 2級				
体	下 肢 不 自 由	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級				
障	体 幹 不 自 由	1級 2級 3級 5級	1級 2級 3級				
が	乳幼児期以前の非 上 肢 機 能 能 で は かい	1級 2級	1級 2級				
V	選手では できます また	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級				
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸の機能障がい	1級 3級	1級 3級				
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい	1級 2級 3級	1級 2級 3級				
	肝 臓 機 能 障 が い	1級 2級 3級	1級 2級 3級				
知	的 障 が い	総合判定A	総合判定A				
精	神 障 が い	1級	1級				

注1:戦傷病者の方の等級についてはお問い合わせください。

注2:身体障害者手帳の等級は、障がいの種類ごとに障がいの等級要件に該当するかを判断しています。 身体障害者手帳の「障がい名」の記載が合併の場合は、お問い合わせください。

例:障がい者ご本人が運転し、身体障害者手帳の障がい名が「右上下肢機能障がい6級」となっている場合

内訳が「上肢(7)・下肢(6)」の場合 → 下肢 6 級のため、減免の対象となります。 内訳が「上肢(7)・下肢(7)」の場合 → 下肢 7 級のため、減免の対象になりません。

#### 2 使用要件(次のいずれかの用途で使用すること)

- (1) 障がいのある方ご本人が運転すること
- (2) 障がいのある方の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、生計を一にする方が運転すること
- (3) 障がいのある方 (障がいのある方のみで構成される世帯の方に限ります。) の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方を日常的に介護する方が運転すること

# 3 所有要件(次のいずれかの方が所有する自動車(障がい者1人につき自家用の自動車(軽自動車を含む)1台に限る。)であること)

- (1) 障がいのある方
- (2) 障がいのある方と生計を一にする方
  - ▶ ①身体に障がいのある方が 18 歳未満で上記 2 (2) (同一生計の方が運転)に該当する場合、または②知的又は精神の障がいをお持ちの方で上記 2 (1) (2) (本人または同一生計の方が運転)に該当する場合に限ります。

なお、①の場合、身体に障がいのある方が 18 歳になりますと減免の対象外となりますので、翌年度からは課税になります。)

注:4月1日午前0時現在(この日以後に自動車を新規登録した場合は、登録時)の所有状況が上記(1)または(2)の条件を満たす必要があります。

注:所有者(所有権留保付き自動車の場合は、使用者)が納税義務者となっている必要があります。

#### 4 減免額について

(1) 自動車取得税(税額=取得価額×税率)

減免の限度額を250万円に税率を乗じて得た額(税率3%の場合は75,000円)とし、これを超える場合は差額分を納付していただきます。なお、障がいをお持ちの方が利用するための構造変更(手動運転を補助する装置など)に要した金額は取得価額から控除します。

「例:300 万円の自家用乗用車を取得した場合

取得価額 300 万円×税率 3%-減免限度額 250 万円×税率 3%=納付額 15,000 円

注: 専ら障がいをお持ちの方の利用に供するための「車いす移動車」については、自動車取得税、自動車税 ともに、全額減免とします。

(2) 自動車税(税額=総排気量毎に区分)

減免の限度額を45, 000円\* (総排気量20超2.50以下の自家用乗用車の税率相当額) とし、これを超える場合は差額分を納付していただきます。

例:総排気量が2.50超3.00以下の自家用乗用車の場合 年税額51,000円-減免限度額45,000円=納付額6,000円

※ グリーン化税制の適用により税率が高くなる(増額)又は軽減される(減額)場合の限度額は次のとおりです。

增額 (10%) =49,500 円、増額 (15%) =51,700 円

減額 (75%) =11,500 円、減額 (50%) =22,500 円

#### 5 申請期限

(1) 4月1日 (午前0時) 現在で、上記1~3のすべての要件を満たす方 納期限7日前まで

(2)年度の途中で上記1~3のすべての要件を満たした方(自動車の取得・障害者手帳の交付など) 要件を満たした日から30日以内

注:(1)(2)の期限を過ぎて申請があった場合、自動車税は申請日の属する月の翌月から減免対象となります。 自動車取得税は減免となりませんのでご注意ください。

注:中古の自動車を取得(所有)される場合は、減免の適用となる時期が異なることがありますので、詳しく はお問い合わせください。

注:既に減免を受けている自動車(以下「既減免車」といいます。)を買い替える場合については、下記7も併せてご覧ください。

#### 6 減免申請の手続きについて

- (1) 必要な書類等
  - ①減免申請書(地方事務所税務課に用紙があります。)
  - ② 障害者手帳 (原本) (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳)
  - ③自動車検査証(車検証)又はコピー(コピーの場合は提出をお願いします。)
  - ④運転する方の運転免許証又は両面のコピー(コピーの場合は提出をお願いします。)
  - ⑤印鑑(みとめ印で結構です。)
  - ⑥同一生計証明書(前記「2使用要件」で(2)または「3所有要件」で(2)に該当する場合)
  - ⑦身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常的介護者の証明書 (障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合)
  - ⑧納税後の申請で還付が生じる場合は、納税義務者ご本人の口座振込先の確認できるもの 注:⑥⑦は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課において証明を受けたものをお持ちください。
- (2) その他
  - ①障がいのある方ご本人が運転する場合、受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。 また、運転免許証条件欄に条件が記載されている場合(アクセル・ブレーキは手動式に限る等)は、条件に合致 した自動車であるか、申請車両を確認させていただきます。
  - ②住所・氏名等が変更になっている場合は、障害者手帳、自動車検査証及び運転免許証の変更手続きを済ませた上で申請してください。

#### 7 自動車の買い替えについて(既に減免を受けている自動車(既減免車)を買い替える場合)

既減免車を買い替えた場合には、新たに取得した自動車の減免申請が必要になります。なお、減免は1人につき 1台の自動車に限ることとなっていますので、既減免車が抹消登録又は移転登録される必要があります。

また、既減免車が自動車取得税の減免を受けている場合は、1年を経過した後でないと新たに取得した自動車の 自動車取得税の減免を受けることはできません。

新たに取得した自動車及び既減免車の登録状況と減免の適用関係等は下表のとおりです。

物でには、いって自動中人のののです。う立めのによりのに、う地がは、					
新たに取	得した	既減免車の 処 分 状 況	減免の対象となる自動車の		
			自動車税	自動車取得税	申請期限申請窓口
新車を取得 (新車新規登録)		抹消登録	減免	減免	
		移転登録	翌年度から	減免	ア 自動車の登録時 イ 自動車の登録
		抹消登録	減免	減免	から30日以内 自動車税分室※
		移転登録	翌年度から	減免	「申請期限イ」の場合
中古車を取得 (中古新規登録)		抹消登録	減免	_	ア 自動車の登録時 イ 既減免車の抹消 登録か新たな減 免車の登録のい ずれか遅い日か ら 30 日以内
		移転登録	翌年度から	_	翌年度の納期限前7日住所地を管轄する地方まで事務所
	自動車取得 税がかかる 場合	抹消登録	翌年度から	減免	ア 自動車の登録時 ア 自動車税分室※ イ 自動車の登録 イ 住所地を管轄する
中古車を取得		移転登録	翌年度から	減免	から30日以内 地方事務所
(移転登録)	(録) 自動車取得 税がかから	抹消登録	翌年度から	_	翌年度の納期限前7日 住所地を管轄する地方
	ない場合	移転登録	翌年度から	_	まで事務所

注:既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から1ヶ月以内となります。

なお、自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が処分されている必要があります。

※ 自動車税分室で減免申請する場合、松本・諏訪ナンバーは松本地方事務所税務課自動車税分室へ、長野ナンバー は長野地方事務所税務課自動車税分室へお願いします。

### 申請・お問合せ先

お住まいの市町村を管轄する地方事務所税務課(下表)に申請・お問い合わせください。

	所在地・電話番号	管轄する地域
佐久地方事務所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 TEL 0267-63-3135	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡
上小地方事務所	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 TEL 0268-25-7117	上田市、東御市、 小県郡
諏訪地方事務所	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 TEL 0266-57-2905	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡
上伊那地方事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497 TEL 0265-76-6805	伊那市、駒ヶ根市 上伊那郡
下伊那地方事務所	〒395-0034 飯田市追手町 2-678 TEL 0265-53-0405	飯田市、下伊那郡
木曽地方事務所	〒397-8550 木曽町福島 2757-1 TEL 0264-25-2217	木曽郡
松本地方事務所	〒390-0852 松本市大字島立 1020 TEL 0263-40-1905	松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡
自動車税分室	〒399-0014 松本市平田東 2-4-1 TEL 0263-58-2980	
北安曇地方事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2 TEL 0261-23-6506	大町市、北安曇郡
長野地方事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 TEL 026-234-9505	長野市、須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、上水内郡
自動車税分室	〒381-0037 長野市西和田 1-35-5 TEL 026-243-2786	
北信地方事務所	〒383-8515 中野市大字壁田 955 TEL 0269-23-0204	中野市、飯山市 下高井郡、下水内郡



1あわせ信用

長野県総務部税務課 自動車税係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7051 (直)

FAX 026-235-7081

E-Mail zeimu@pref.nagano.lg.jp